

国際倒産における管轄権の決定

～中国の実情から考える～

鄭志斌¹

中華人民共和國企業破産法（以下は「企業破産法」とする）の第五条は、国際倒産について規定を設けた。しかし、その規定は比較的簡略なものであり、国際倒産の管轄権を含め、数多くの問題に言及していない。特に、国際倒産の管轄権は、外国裁判所の判決に対する承認・執行及び国際倒産における法の適用に密接に関係し、国際倒産法制を構成する重要な部分である。将来的に、中国が国際倒産における法的規律を整備する場合、まず、第一にこの管轄権に関する立法の空白を埋めなければならない。さて、国際倒産における管轄権に関して、中国の立法はどんな態度を取るべきか、それに具体的にどんなルールを構築すべきか、具体的な事案を通じて検討をさせていただきます。

一、問題提起：中国の裁判所がA社の更生事件に管轄権を有するか

A社がケイマン諸島で設立された株式会社で、ニューヨーク証券取引所で株式を上場しているが、その発起人及び実際の支配者は中国にある。B社はA社の完全子会社で、イギリス領ヴァージン諸島で設立された。A社は、B社を通じて、中国、スイス、日本及びアメリカなどに位置する数十の関連会社を支配している。A社は、営業活動を一切に行っていない。A社の関連会社は、製品の開発・製造を担当する中国の会社、製品の販売を担当するスイス、日本、アメリカなどの会社からなっている。言い換えれば、A社及びその関連会社から構成される企業グループにおいて、中国は生産拠点で、その他の国は販売拠点である。

X社は、中国におけるA社の重要な関連会社で、それにB社の完全子会社である。A社グループの中では、X社が最重要な生産拠点であると同時に、最も利益を作り出す会社でもある。X社が履行期の到来する債権を弁済できず、かつ明らかに弁済能力を欠けたため、債権者の申立てにより、中国の某裁判所は、X社に対する更生手続の開始を決定した。

その同時に、A社自身の弁済能力にも問題が生じている。A社は、大量の転換社債型新株予約権付社債（CB）を発行したが、当該転換社債型新株予約権付社債（CB）の発行契約によれば、

¹ 鄭志斌、法学博士、北京金杜法律事務所倒産部パートナー弁護士

A社が既に契約違反の状態となった。弁済能力及び資金の流動性を考慮し、A社は中国企業破産法が定めた倒産手続開始の実質的な要件を具備し、破産原因を満たしたと認められる。また、A社とX社の特殊な関係を考えれば、両社の同時の倒産処理がA社とX社を救済する最適な方法と考えられる。

二、国際倒産の場合における中国企業破産法第三条の適用について

企業破産法第三条は、「倒産手続は、債務者の所在地の裁判所（中国語で「人民法院」という）が管轄する」としている。この条文に立脚し、企業破産法第三条が債務者の所在地を管轄する裁判所に管轄権を認めたとして、中国の裁判所にA社の倒産事件に管轄権を有するかどうかはA社の所在地によって決められるとの見解がある。つまり、A社の所在地が中国にあれば、中国の裁判所はA社の倒産事件を管轄でき、そうでなければ管轄権を有しない。

ところが、筆者は別の見解を持っている。具体的にいうと、企業破産法第三条が定めた「管轄」と国際倒産における「管轄権」とは、異なった意味を有しているので、企業破産法第三条の規定は国際倒産の管轄権を決める場合に適用されない。中国の企業破産法を全体的に見れば、第五条二項の規定を除くと、その他の条文は、すべて「倒産手続が中国の裁判所によって行われること」と「中国の裁判所が倒産事件に管轄権を有すること」の二つの要件を前提条件としている。言い換えれば、中国の裁判所が倒産事件に管轄権を有すると判明してから、ようやく企業破産法の具体的な条文を適用する余地が生じるということである。企業破産法第三条の立法目的は、中国の裁判所に管轄権を有するという前提条件のもとで、どの中国裁判所が裁判権を実際に行使するかを決めるものであり、中国の裁判所に特定の事件の管轄権を有するかどうかを答えるものではない。以上の理由によって、中国の裁判所がA社の倒産事件に管轄権を有するかどうかを検討する場合、企業破産法第三条が適用される余地がない。

三、国際倒産における管轄権の決定に関する法理

（一）通常の国際倒産における管轄権決定のルール

1、債務者の住所地の裁判所による管轄

債務者の住所地の裁判所による管轄とは、債務者が本国において設立され、または債務者が

本国において住所を有することによって形成される管轄権である。債務者の住所地を国際倒産の連結点と認める理由として、債務者の住所地に債務者の主な財産が集中していると考えられる。そのため、債務者の住所地を管轄する裁判所は、国際倒産の事件と最密接関係を持つ裁判所となる。

債務者の住所地の裁判所による管轄の合理性は、住所地の裁判所が最密接関係地の裁判所であるという仮説により立てられたものであるが、住所地を認定する法的規律の不一致によって、実際に、住所地の裁判所は必ずしも最密接関係地の裁判所と言えないこともある。また、住所地の認定基準は、主に以下の場合がある。

第一に、法人登記上の住所地を法人の住所とする。法人が擬制の法的主体で、法人登記を経なければ成立しないので、多くの国が法人登記上の住所地を法人の住所としている。法人登記上の住所地を法人の住所とする立法例は、住所の弁識の可能性・利便性を重視し、そのため安定性を有する。ただ、法人が法人登記上の住所地以外の場所において営業活動を展開する事例も極めて多く存在している。特に、特定の政策を回避するため、または特定の政策の要件を満たすために、意図的に実際の営業活動が行われる場所以外の地域で法人を設立し、登記することがある。このような法人登記上の住所地は、実際の営業活動とほとんど実質的な関係性を有しない。

第二に、法人の管理中枢の所在地を法人の住所とする。自然人と同じように、民事的活動において、法人も常に意思決定を行い、適切な意思表示をしなければならない。意思決定を行う権限が法人の意思決定機関にあり、法人の意思決定機関の所在地が法人の管理中枢である。それに、管理中枢の所在地が法人の住所である。ところが、管理中枢の所在地が法人の実際の営業活動と必ずしも一致していないことがあるため、法人の管理中枢の所在地を管轄する裁判所が倒産事件の裁判を担当する実質的な合理性は議論される余地がある。

第三に、法人の主たる営業所の所在地を法人の住所とする。法人の主たる営業所は、法人が実際に営業活動を行う場所である。倒産事件に関しては、債権債務関係が債務者の営業活動をめぐって発生したことがほとんどなので、法人の主たる営業所を倒産事件の管轄権決定における連結点とすることは合理性がある。しかし、法人の主たる営業所が一つの場所に定着していないことに加え、特に大規模企業またはグローバル企業にとって、複数の主たる営業所を持つことも十分考えられるので、いったいどの主たる営業所を住所と見なすべきかは、疑問が大きいと言わざるを得ない。

2、債務者の財産所在地の裁判所による管轄

債務者の所在地の裁判所による管轄のほか、債務者の財産所在地の裁判所による管轄も受け入れられうる管轄権決定のルールである。債務者の財産所在地の裁判所による管轄の合理性について、「この管轄権決定のルールは、最初に財産所在地の債務者を保護するために考案されたものであったが、現在に至って、特定の債権者の個別行為による差押えから債務者の財産を守り、秩序のある分配を実現するための規律に変化していた」との見解がある。財産所在地の裁判所による管轄は、過去の倒産手続において広く適用されていた。例えば、1951年に「モスクワ商業銀行」対「肯徳私利」²の事件において、香港の裁判所は、債務者の財産所在地を根拠として管轄権を行使した。また、深セン地方裁判所が審理したBank of Credit & Commerce International（以下BCCIとする）深セン支店の破産事件において、財産所在地の管轄という原則を適用した。つまり、BCCI深セン支店の財産が中国に存在したため、中国の裁判所が当該破産事件の管轄権を行使した。

債務者の財産所在地の裁判所による管轄は、管轄権の拡張と考えられる。しかし、拡張である以上、管轄権の衝突をもたらしかねない。とりわけ、大規模会社にとって、その財産が多数の場所に同時に存在することは尋常なものなので、財産所在地の管轄という原則の適用は、同じ管轄権決定ルールにより多数の国が同時に事件の管轄権を有するというジレンマを生み出すことがある。

3、営業活動の所在地の裁判所による管轄

営業活動の所在地は何であろう。その定義について、権威ある国際私法学者のダイシー氏とモリス氏は、かつて以下の論点を示した。つまり、「(営業活動の所在地は) 固定的かつ明確的な場所ではなければならない。その活動は、一定の期間において持続的に行われ、かつ容易に弁識されなければならない」、「営業活動の所在地を管轄権の連結点とする理由として、当該倒産手続の目的が単に債務者の財産を公平に分配することにあらず、社会全体の商的活動の円滑な運行を維持するためでもある。その故、かかる管轄権の行使が、国の経済秩序の維持に寄与すれば、それを認めるべきである」としている。

営業活動の所在地を連結点とする考え方は、管轄権の拡張を意味する。尤も、上記の論理は一定の合理性を有すると認めざるを得ないが、その現実的な運用において不調が起こることがある。まず、一つの会社、特にグローバル会社は、営業活動の所在地を同時に複数有するので、単なる営業活動の所在地を根拠として管轄権を決定すれば、必ず管轄権の衝突をもたらす。次

² 訳者注:「肯徳私利」は欧文企業名の中国語訳であるが、出典不明かつ検索エンジンの検索不能のため、中国語のまま表示する。

に、倒産手続、特に破産手続は、あくまで倒産財団の管理・処分・配当を行う手続である。もし、倒産会社がある国において営業活動を行なっていないながら、ほとんど財産を有してないとしたら、当該国の裁判所は、そのような営業活動の所在地を根拠として管轄権を主張しても、なんら現実的な意味を持たない。

4、主たる利益の中心 (centre of main interests of the debtor、略称「COMI」)

主たる利益の中心の原則は、「特定の国際倒産に関する欧州条約」と「欧州倒産手続条約」という二つの欧州理事会による国際条約に由来する。また、国連貿易開発会議 (UNCTAD) が 1997 年に公布した「国際倒産に関するモデル法 (Model Law on Cross-border Insolvency)」及び 2002 年に施行される「欧州倒産規則 (2000 年制定)」は、主たる利益の中心の原則を取り入れた。「特定の国際倒産に関する欧州条約」と「欧州倒産手続条約」が最終的に発効できなかったので、本稿は、「国際倒産に関するモデル法」及び「欧州倒産規則」を中心に「主たる利益の中心」の概念を検討させていただく。

欧州倒産規則第 13 条は、「主たる利益の中心とは、債務者がその利益のために日常の管理業務を行い、かつ第三者によって判別されうる場所である」とし、また、同規則第 3 条 1 項は、「債務者の主たる利益の中心の所在地を管轄する (条約の) 加盟国は、倒産手続を開始する管轄権を有する。会社またはその他の法人が倒産する場合、反対の証拠がない限り、法人登記上の営業所の所在地が主たる利益の中心に推定される」としている。つまり、主たる利益の中心は、根本的に債務者がその利益のために行う日常の管理業務を意味し、債務者がその利益のためにある場所で日常の管理業務を行ったからこそ、当該場所を管轄する裁判所が債務者について開始された倒産手続の管轄権を得ることができる。また、主たる利益の中心は、第三者によって容易に判別される場所ではなければならない。この点は、債務者による自分の利益に行う日常の管理業務という要件と同等な重要性を有する。さらに、主たる利益の中心における推定も重視されなければならない。つまり、法人登記上の営業所が主たる利益の中心に推定される。上記の規定は、「法人がその登記上の事業所において日常の管理業務を行う」という主たる利益の中心に関する通常の状態を考慮しながら、「第三者に容易に判別される」という要求にも応えている。

国際倒産に関するモデル法も、主たる利益の中心についての規定を置いた。同法第 16 条 3 項は、「反対する証拠がない限り、法人登記上の営業所または自然人の常居地は、債務者の主たる利益の中心に推定される」としている。そのため、法人にとって、その法人登記上の営業所が主たる利益の中心である。

欧州倒産規則または国際倒産に関するモデル法における主たる利益の中心に関する規定から見れば、主たる利益の中心は、より柔軟性を伴う連結点である。こういう柔軟性、あるいは弾力性は、複雑なビジネスの実務に対応し、住所地または財産所在地を連結点とする場合の柔軟性の欠如を補っている。また、もう一方、連結点の決定における柔軟性が向上されたとはいえ、法人登記上の住所地がなお替えられない重大な意義を有している。欧州連合であっても、国連貿易開発会議であっても、法人登記上の所在地を主たる利益の中心の所在地に推定するようにしている。これは、債務者の所在地の裁判所による管轄が相変わらず重要な基準であるということを示している。

また、一步進んで、主たる利益の中心の実務運用になお検討すべき事項が残っている。例えば、誰が反証の義務を負うのか。裁判所が倒産手続の開始決定手続においてそれを考慮すべきか、倒産手続の開始に反対する利益関係者に立証させるか、裁判所が職権により審査すべきかは、極めて重要な問題である。こういう問題における法解釈は、主たる利益の中心という制度の運用に深く関わっている。

(二) 国際倒産の管轄権を決めるルールに潜んだ法理

国際倒産の管轄権に関するルールは、変遷を経たものであり、その変遷は、国際倒産の管轄権を決めるルールに潜んだ法理を体現している。

第一に、管轄権に関するルールは、国の立法政策に関連している。同じ国の異なる時期、または同じ時期の異なる国は、国際倒産の管轄権に関する立法に、大きい相違を有している。

第二に、管轄権に関する連結点は、一元的なものから多元的なものに変遷し、管轄権を決めるルールも、形式に固持する態度から実質を重要視する態度に転じた。ある学者の所説のごとき、「錯綜した現実の中で、より明確に見えそうな数々の基準には、倒産事件の最密接関係と永遠に対応できるものが一つもない。そういう意味で、管轄権を決めるより広範な内容を有する法的規律は、より合理的であるかもしれな」い。

第三に、管轄権に関する連結点がどのように変化しても、連結点の外観に対する要求が変化しなかった。債務者の所在地、債務者財産の所在地または営業活動の所在地は、いずれも客観的な存在であり、市場関係者に感知されやすいものである。それに対して、主たる利益の中心は、実質をより重視するため、前記の客観的な連結点ほど明確ではない。但し、欧州倒産規則も、国際倒産に関するモデル法も、「第三者に容易に判別されうること」を主たる利益の

中心の要件として定めている。その故、管轄権における連結点がいくら変化しても、「第三者に判別されうる」という要求がまったく変わっていない。

第四に、管轄権を有する裁判所は、国際倒産事件と最も密接な関係を有する裁判所でなければならない。いかなる管轄権を決めるルールであっても、その合理性が論証される場合、結局「最密接関係」という議論に回帰しなければならない。ただ、連結点に関する理解の多元化と多義性によって、具体的な事案において管轄権を定める原則と事案の最密接関係地の乖離をもたらし、批判を浴びることがある。そのため、具体的な事案において、どの国の裁判所が管轄権を有するかを定めるとき、管轄権ルールを機械的に適用しようとはせず、管轄権ルールの後ろに潜んだ法理を入念に考慮して、場合によっていままでの結論を修正しなければならない。

四、A社の倒産事件において中国裁判所の管轄権についての分析

(一) 中国の裁判所がA社の倒産事件と最も密接な関係を有すること

1、A社の主要な財産が中国に存在する

A社は、外国で設立した株式会社であるが、その主な財産がほぼ中国に存在する。スイス、日本またはアメリカにもA社の関連会社が多数あるが、いずれも販売機能を分掌する会社にすぎない。A社の生産活動がほとんど中国において行われ、A社の主たる資産、特に、土地、工場、生産設備、商標権または特許権などの有形資産もしくは無形資産は、中国に位置する。債務者財産の観点からみれば、中国の裁判所は、A社の倒産事件の最密接関係地を管轄する裁判所である。

2、A社の主たる営業所が中国に存在する

一般的にいうと、法人の主たる営業所の所在地が法人の意思決定機関の所在地である。つまり、本件において、会社の意思決定機関の所在地である。A社がケイマン諸島で設立された会社とはいうものの、その取締役会のメンバーは、ほとんど中国に住所を持ち、かつ実際の業務を行なっている。A社の取締役会の決議は、中国において行われたことも多い。そのため、A社の主たる営業所が中国に存在すると認められる。

3、A社の生産活動が中国において行われる

A社グループにおいては、X社が最重要な生産拠点として、グループ全体のほとんどの生産機能を分掌している。サプライチェーンの視点からみると、X社が原料等の仕入れ及び完成品

の販売を繋いでいる。A社グループのすべての営業活動がX社を中心として行ったものであり、その同時に、X社がグループ全体の利益の大多数を貢献している。

4、中国の裁判所にA社倒産事件の管轄権を認めることが外観上の要求を満たした

A社がケイマン諸島において設立した会社とはいえ、実際の経営活動であっても、主たる営業所であっても、A社が社会に示したイメージであっても、債権者及びその他利害関係者に「A社と中国の密接な関係を有すること」を示している。すなわち、中国の裁判所にA社倒産事件の管轄権を認めることが外観上の要求を満たした。

(二) ビジネスの視点からみる A社の倒産事件における中国裁判所による管轄権行使の意義

1、企業の救済からみる中国裁判所による管轄権行使の意義

A社とX社は、ビジネス的に密接不可分な関係を有するので、両社に対する救済案の検討にとっても、一括的な計画が必要とされる。A社またはX社のいずれについての独立した更生手続を開始することは、会社の救済にきわめて不利な影響を及ぼしかねない。

2、海外上場中国企業の普遍性からみる中国裁判所による管轄権行使の意義

中国株式市場の低迷および中国の証券市場監督機関による上場資格取得の厳しい制限により、数多くの中国企業は、海外の株式市場で上場する道をたどっている。海外上場の中国企業は、中国において主たる事業を行い、主な利益を生み出しているものの、その利益が外国企業に配当される。当該外国企業が株の支配を通して中国国内の企業を支配する。A社とその関連会社との関係はまさに典型的なものである。A社グループの実際の支配者は、A社をケイマン諸島で設立し、またそれをアメリカの株式市場で上場させたが、A社の主たる資産と業務が中国国内に位置し、その主たる利益を生み出したのX社である。こういった構造を用いる海外上場の中国企業は、中国の経済発展において生み出された特殊な産物であるが、現在に至って、比較的に多く見られる現象でもある。海外上場の構造からすれば、かかる会社の営業活動の最密接関係地が言うまでもなく中国なので、A社が窮地に陥ったとき、中国の裁判所が管轄権を行使することは、中国企業を保護して中国国内の経済秩序を維持するほか、海外の債権者の利益保護にも寄与すると言えよう。

五、国際倒産における管轄権に関する立法の提案

(一) 国際倒産における管轄権決定のルールの明示

国際倒産における管轄権決定の重要性、ならびに中国企業破産法第三条の立法目的と趣旨について、前述を参照されたい。将来に、我が国が国際倒産に関する立法を行う場合、管轄権決定のルールについて明確な規定を置き、企業破産法第三条の不当な援用を回避しなければならない。

(二) 中国の国際倒産立法とグローバルな立法の方向性との合致

ヨーロッパ及びアメリカにおける国際倒産の実務は、倒産事件の管轄権決定に関する「主たる利益の中心」という基準の正当性を証明した。我が国が将来に国際倒産に関する規定を整備するとき、「主たる利益の中心」を連結点とする原則を確立し、我が国全体及び倒産法制の開放的な態度を示すべきである。ただ、「主たる利益の中心」の定義または基準の適用に関して、最密接関係地との関係を重視し、法人設立地を「主たる利益の中心」に推定する機械的な運用を避けなければならない。